

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(諏訪税務署長事務承継者八王子税務署長)  
平成24年10月5日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
代表者代表取締役	甲
訴訟代理人弁護士	野本 昌城
同	黒澤 基弘
同	升村 紀章
同	石橋 有悟
同	朝妻 健
同	笠置 泰平
同	中野 壮洋
補佐人税理士	發知 敏雄
同	乙部 隆仁
被告	国
代表者法務大臣	田中 慶秋
処分行政庁	諏訪税務署長事務承継者八王子税務署長
指定代理人	秦 智子
同	茅野 純也
同	岡田 智辰
同	神谷 明夫
同	多田 英里
同	木村 快

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 諏訪税務署長が平成21年6月29日付けで原告に対してした原告の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度(以下「平成16年3月期」という。)の法人税に係る更正処分のうち所得金額8689万7644円、納付すべき税額2540万7500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 諏訪税務署長が平成21年6月29日付けで原告に対してした原告の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度(以下「平成17年3月期」という。)の法人税に係る

更正処分のうち所得金額マイナス4770万7538円、納付すべき税額マイナス4万9906円を超える部分及び翌期へ繰り越す欠損金4770万7538円を下回る部分並びに過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

3 諏訪税務署長が平成23年4月27日付けで原告に対してした原告の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度（以下「平成19年3月期」という。）の法人税に係る更正処分のうち所得金額1億7569万4478円、納付すべき税額5408万1600円を超える部分並びに平成21年6月29日付けで原告に対してした過少申告加算税賦課決定処分及び平成23年4月27日付けで原告に対してした過少申告加算税賦課決定処分を取り消す。

4 諏訪税務署長が平成21年6月29日付けで原告に対してした原告の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度（以下「平成20年3月期」という。）の法人税に係る更正処分（ただし、平成23年8月30日付け減額更正処分による一部取消し後のもの）のうち所得金額2580万1285円、納付すべき税額275万5500円を超える部分及び平成23年4月27日付けで原告に対してした過少申告加算税賦課決定処分（ただし、平成23年8月30日付け減額賦課決定処分による一部取消し後のもの）を取り消す。

## 第2 事案の概要等

本件は、諏訪税務署長が、原告が中華人民共和国（以下「中国」という。）香港特別行政区（以下「香港」という。）において、原告が100パーセント出資して設立したB（以下「B」という。）が、いわゆるタックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）である租税特別措置法（平成16年3月期及び平成17年3月期の法人税についてはいずれも平成17年法律第21号、平成19年3月期の法人税については平成18年法律第10号、平成20年3月期の法人税については平成19年法律第6号による各改正前のもの。以下「措置法」という。）66条の6第1項にいう「特定外国子会社等」に該当するが、その「主たる事業」である「製造業」を主として本店が所在する国又は地域である香港において行っているとは認められないから措置法66条の6第3項（平成17年法律第21号による改正前は措置法66条の6第4項。以下同じ。）2号が定めるタックスヘイブン対策税制の適用除外要件（いわゆる「所在地国等基準」）を充たさないとして、原告の平成16年3月期、平成17年3月期、平成19年3月期及び平成20年3月期（以下「本件各事業年度」という。）の各法人税の更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税賦課決定（以下「本件各賦課決定」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）を行ったことに対して、原告が、Bの主たる事業は卸売業であり、措置法66条の6第3項1号が定めるタックスヘイブン対策税制の適用除外要件（いわゆる「非関連者基準」）を充たすから、措置法66条の6第1項の適用がされない旨主張して、本件各更正処分等の取消しを求めた事案である。

### 1 関連法令等の概要

#### (1) タックスヘイブン対策税制（外国子会社合算税制）

措置法66条の6第1項（平成21年法律第13号による改正前のもの。）は、内国法人の外国関係会社のうち、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対する課される税の負担が、我が国における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（特定外国子会社等）が、各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額（適用対象留保金額）を有する場合には、その適用対象留

保金額のうち、その内国法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接に保有する株式等に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（課税対象留保金額）に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する旨規定している。

そして、租税特別措置法施行令（平成16年3月期及び平成17年3月期の法人税については平成17年政令第103号、平成19年3月期の法人税については平成18年政令第135号、平成20年3月期の法人税については平成19年政令第92号による各改正前のもの。以下「措置法施行令」という。）39条の14第1項は、特定外国子会社等について、措置法66条の6第1項に規定する政令で定める「外国関係会社」とは、①法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社又は②その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の100分の25以下である外国関係会社をいう旨規定している。

(2) タックスヘイブン対策税制の適用除外

ア 措置法66条の6第3項は、特定外国子会社等が次の①ないし④に掲げる要件のすべてを充たすときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、措置法66条の6第1項の規定を適用しない旨を定めている。

- ① 株式若しくは債券の保有、工業所有権等若しくは著作権等の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業としていないこと。
- ② 本店所在地国において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有すること。
- ③ 本店所在地国において、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていること。
- ④ その行う主たる事業の種類に応じて以下のa又はbに該当すること
  - a 当該特定外国子会社等の行う主たる事業が卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業（以下「卸売業等」という。）に該当する場合には、その事業を主として当該特定外国子会社等に係る関連者以外の者との間で行っていること（措置法66条の6第3項1号。以下「非関連者基準」という。）
  - b 当該特定外国子会社等の行う主たる事業が卸売業等以外の事業である場合、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において行っている場合として政令で定める場合に該当すること（同項2号。以下「所在地国等基準」という。）

これを受けた施行令39条の17第5項3号は、上記「政令で定める場合」とは、当該特定外国子会社等の主たる事業が卸売業等並びに不動産業及び物品賃貸業以外の事業に該当するときは、当該特定外国子会社等が各事業年度において行う主たる事業を主として本店所在地国において行っている場合である旨規定している。

イ 特定外国子会社等の営む事業が措置法66条の6第3項1号又は措置法施行令39条の17第5項1号若しくは2号に掲げる事業のいずれに該当するかは、国税庁長官が発出した昭和50年2月14日付け直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）」（以下「措置法通達」という。）66の6-17（平成16年3月期及び平成17年3月期については66の6-14。以下同じ。）が「原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する」と規定している。

ウ 措置法通達66の6-17及び同66の6-8は、措置法66条の4第3項の規定を適用

する場合において、特定外国子会社等が2以上の事業を営んでいるときは、そのいずれが主たる事業であるかは、「それぞれの事業に属する収入金額又は所得金額の状況、使用人の数、固定施設の状況等を総合的に勘案して判定する」と規定している。

2 争いのない事実等（争いのない事実のほか、各項掲記の証拠と弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告

原告は、昭和48年1月22日に日本で設立された、プラスチック製品、電気絶縁製品等の製造販売等を業とする株式会社である（甲5）。

(2) B

ア Bは、平成6年3月24日に原告が100パーセント出資して設立された、香港に本店を置く、プラスチックのフィルム、板、発泡体等の二次加工品の販売等を業とする香港法人である（甲6の1及び2、乙1）。

イ Bの董事長（会長）は、原告の代表者である甲であり、Bの総経理（業務執行者）は、乙（以下「乙」という。）であり、同人は平成19年6月まで原告の取締役であった（乙4、54、55、57）。

ウ Bの本件各事業年度の所得に対して課される香港における租税の負担割合は25パーセント以下であり、Bは、措置法施行令39条の14第1項が定める「外国関係会社」に該当し、措置法66条の6第1項にいう原告の「特定外国子会社等」に当たる（乙16ないし20）。

エ Bは、措置法66条の6第3項が定めているタックスヘイブンを対策税制の適用除外要件のうち、上記1(2)アの①ないし③の基準をいずれも満たしている。

(3) C（以下「C」という。）

ア Cは、平成3年に香港を本店所在地として日本人企業家及び日本企業の共同出資により、日本の中小企業の中国進出をサポートすることを目的として設立された、投資業、コンサルタント業等を営む会社である（甲8の1及び2、乙51）。

イ Cの主要な活動内容は、日本の中小企業が中国で工場経営等を行う場合に、中国における工場建屋の賃貸、工場で稼働する労働者の募集採用、電気・水道等各種インフラの供給など幅広くサポートすることであり、そのために、中国国内に工場を多数所有するD（以下「D」という。）とグループ企業を形成している（乙7、36、51）。

(4) D

Dは、平成8年8月に中国広東省深圳市を所在地として設立された電子部品製造業等を営む、いわゆる集体企業（全人民が所有する建前である国有企業と異なり、都市部の労働者大衆などの「集体」が所有する形態の企業）である（甲15）。

(5) D工場

Bがその製品として販売する携帯電話のバックライト用フィルムは、E工業区にあるDが所有する工場（以下「D工場」という。）において製造されている。（乙3、21の1及び2、22、23、24の1及び2、25、26）。

(6) F（以下「F」という。）

ア Fは、平成15年7月30日にBの100パーセント出資により中国広東省深圳市に設立されたプラスチック製品、電気絶縁製品等の生産を営む会社であり、その代表者（董事長）

はBの総経理（業務執行役）である乙である（甲7の1及び2、乙6）。

イ Fは、Bから加工用部品を有償で購入し、これを加工した後、Bに製品を売却しており、BがFとの間で行っている事業は、卸売業に該当する。

(7) 原告に対する本件各更正処分等の経緯

諏訪税務署長が原告に対してした本件各更正処分等の経緯は、別表1「本件各更正処分等の経緯」記載のとおりである。

(8) 被告が主張する税額算出過程

被告が本件訴訟において主張する原告の所得金額、納付すべき税額及び過少申告加算税の金額並びにその算出過程は、別紙1「本件各更正処分の根拠」及び別紙2「本件各賦課決定処分等の根拠」記載のとおりである。（本件の争点に関する部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法に争いはない。）

3 争点

本件の争点は、Bがタックスヘイブン対策税制の適用除外要件を充たすか否かである。すなわちBの「主たる事業」が、被告主張のように「製造業」であり、それをBの本店所在地である香港ではなく中国で行っているから、措置法66条の6第3項2号が定める「所在地国等基準」（前記第2の1(2)ア④b参照）を充たさないことになるか、あるいは、Bの「主たる事業」が原告主張のように「卸売業」であって、措置法66条の6第3項1号が定める「非関連者基準」（前記第2の1(2)ア④a参照）を充たすことになるかである。

4 争点に関する当事者の主張

(1) 被告の主張

ア Bは、D工場において自らが経営主体となって製造行為を行い、D工場で製造したものをBの名称で販売する製造業者であり、Bの「主たる事業」は、「製造業」である。

すなわち、Bの事業のうち、主要部分を占めるのは、D工場で製造した製品の販売によるものであるところ、D工場における製品の製造については、Bが、実施計画や合理化計画などを策定してそれらの事業計画に基づいて製造行為を行い、Bが、D工場の機械設備を全て所有ないし管理し、D工場の労働者の賃金を支払い、全ての原材料の供給と製造された全製品の引き取りを行っている上、Bの総経理（業務執行者）である乙が、D工場の生産品質管理や労働者に対する技術指導を行うとともに、労働者の採用や解雇の決定などの人事管理や争議対応の責任者となって労務管理を行い、Bの丙購買課長及び丁営業課長がD工場に常駐してクレーム処理や製造過程の管理を行っていること、Bの損益計算書には、D工場における製造行為において必要な原材料費、労務費、一般管理費等が記載されており、Bはそれらの支出が自らに帰属することを前提に損益計算を行っており、また、原告及びBの会社概要資料には、中国国内に「中国工場」を有している旨記載して、自らが中国にあるD工場で製造行為を行っていることを標榜していることからすれば、D工場の経営主体はBであり、Bの「主たる事業」は、「製造業」であるというべきである。

イ 原告は、BとDは何らの契約書も交わしておらず、直接の契約関係がないのであって、Dの一部門であるD工場における製造行為がB自身の製造行為であるということではできない旨主張するが、本件の契約関係は、Bが、Cとの間の工場のテナント契約に基づき、Cのグループ企業であるDが所有するD工場を借り受け、労働者の募集等の総合的援助を受けて製造行為を行うというものであり（別紙3「Bの取引図」参照）、このような事業の実態から

すれば、DとBとの間に直接の契約関係が存在しなくても何ら不自然ではない。

ウ Dを含むCグループは、中国進出を図る日本の中小企業を対象として、個別の企業ごとに、Dの所有する工場を賃貸すると共に、そこで製造行為等を行うために必要となる各種サービスを提供しており、その結果、Dには異なる企業主体による多数の製造部門が存在している。そのようなDの実態に照らすと、Dが所有する工場ごとに様々な企業が様々な事業活動を行っているのであるから、Bの営む「主たる事業」が何かを検討するためには、Bが借りているD工場で行っている事業について検討すれば足り、Dの経営主体性やその業務内容について論ずることは当を得ていない。

エ 以上より、Bの「主たる事業」は「製造業」であり、Bは、その「製造業」を本店所在地である香港ではなく中国で行っており、タックスヘイブン対策税制の適用除外のための要件としてとして措置法66条の6第3項2号が定める「所在地国等基準」を充たさないから、タックスヘイブン対策税制である措置法66条の6第1項を適用してされた本件各更正処分等は適法である。

## (2) 原告の主張

ア Bは、Cに発注し、CがさらにDに発注してD工場で製造させたものを仕入れてBの名称で販売する製造問屋であり、製造問屋は「製造業」ではなく「卸売業」であるから、Bの「主たる事業」は、「卸売業」である。

すなわちDは、中国政府に認められた自ら法律関係の主体となりうる集体企業であり、加工部門29、労働者数2100人を擁し、電子部品やプラスチック製品の製造等を行っており、Cとの間で、来料加工契約、すなわち外国企業が中国の企業に対し製品の加工を委託し、設備及び原材料を無償提供した上で、完成した製品を全量無償で引き取り、外国企業から中国企業に対しては加工賃のみが支払われるという内容の契約を締結して製造行為を行っている。そして、Dが所有するD工場においては、Dが募集して採用した労働者らが製造行為を行い、Dが労働者らに賃金を支払い、Dが社会保険の加入や労務安全管理等を行っており、製造行為については、戊工場長を頂点とした組織を形成し、Iの認証を受けた上、D自ら品質管理を行っており、また、Dが、電気供給契約等の製造行為に必要な諸契約を締結し、Dの貸借対照表及び損益計算書を作成して、D工場の損益が自己に帰属することを明確にしているのであって、D工場の経営主体は、BではなくDであるというべきである。

イ Dが中国政府によって一つの集体企業・事業体として認められた法的主体である以上、D工場というその組織の一部分について、別途その事業主体を検討するということは不合理であり、被告が主張するように、Dの一部分であるD工場のみを取り上げて経営主体性を判断することは失当である。

ウ 本件の契約関係は、BがCとの間で委託加工契約を締結して、製品の組立加工をCに委託し、Cは更にDとの間で来料加工契約を締結して、製品の組立加工をDに委託しているというものであり（別紙4「本件全体関係図」参照）、BとDは何らの契約書も交わしておらず、直接の契約関係がないのであって、Dの一部門であるD工場における製造行為がB自身の製造行為であるということはいえないことは明らかである。

エ 被告は、Bが、D工場の機械設備を全て所有ないし管理していることを、BがD工場における製造行為を経営主体として行っていることの証左として掲げるが、製造問屋においても、製造問屋が所有ないし管理する機械設備を貸与して製品が製造されるのは通常のことであ

るから、Bが製造業の主体であることの証左とはならない。また、被告は、BがD工場の生産管理等を行っているとは主張するが、D工場の生産管理を行っているのはDであり、Bは、D工場の立上げ時や新規製品の委託時に一時的かつ補充的に労働者に対する技術指導を行っているに過ぎない。そして、被告は、Bの損益計算書には、D工場における製造行為において必要な原材料費、労務費、一般管理費等が記載され、Bはそれらの支出が自らに帰属することを前提に損益計算を行っていることがBがD工場の経営主体であることの証左であると主張するが、Bが製造問屋であっても、同社の損益計算書にCへの委託加工によってかかる費用等を計上し、Bはそれを前提に損益計算を行うのであって、被告の主張は失当である。

オ したがって、Bの行っている「主たる事業」が、D工場で主体的にされている「製造業」であるということはできず、Bの「主たる事業」は製造問屋である「卸売業」であって、かつ、措置法66条の6第3項1号が定める「非関連者基準」を充たすから、原告に対しては、タックスヘイブン対策税制の適用が除外されるべきである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点（Bの主たる事業が製造業であるか卸売業であるか）について

##### (1) タックスヘイブン対策税制及びその適用除外要件の趣旨

ア 措置法66条の6第1項が規定するタックスヘイブン対策税制は、内国法人が、法人の所得等に対する租税の負担がないか又は極端に低い国又は地域（いわゆるタックスヘイブン）に子会社を設立して経済活動を行い、当該子会社に所得を留保して、我が国での税負担を不当に軽減することを防止することを目的とする制度である。

イ また、措置法66条の6第3項は、タックスヘイブン対策税制の適用除外要件を定めているが、これは、特定外国子会社等の所在地国における事業活動が正常なものとして経済的合理性を有する場合にまでタックスヘイブン対策税制の対象とすることは、我が国の民間企業の海外における正常かつ合理的な経済活動を阻害することになり妥当ではないことから、たとえタックスヘイブンに所在する特定外国子会社等であっても、当該企業が独立企業としての実体を備え、かつ、その地で主たる事業を行うことに十分な経済的合理性があると認められる場合には、例外的にタックスヘイブン対策税制の適用を排除しようとする趣旨で定められたものである。

ウ そして、この適用除外要件については、措置法66条の6第3項は、その1号において、特定外国子会社等が行う「主たる事業」が卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業に該当する場合には、その事業を主として当該特定外国子会社等に係る関連者以外の者との間で行っているか否かという「非関連者基準」により、また、その2号において、当該特定外国子会社等が行う「主たる事業」が1号に列記された卸売業等以外の事業である場合には、その事業を主として本店所在地国において行っている場合として政令で定める場合に該当するか否かといういわゆる「所在地国等基準」により、それぞれタックスヘイブン対策税制の適用が排除されるか否かを決する旨定めている。

(2) そうすると、本件において、タックスヘイブン対策税制の適用除外要件該当性を判断するに際しては、まず、特定外国子会社等であるBの「主たる事業」が、被告が主張するように「製造業」であるか、原告が主張するように「卸売業」であるかについて検討する必要がある。

そこで、Bが行っている事業のうち「主たる事業」は何であるかをみるに、証拠（甲7、乙

3、5、6、31ないし34)によれば、Bは、平成15年7月30日にBの100パーセント出資により中国で設立したFとの取引が始まる前は、D工場に原材料を供給し、そこで製造された製品をBが販売することで得た収益のみが事業収益であり、Fとの取引が開始された後も、D工場において製造された製品の販売による収益がB全体の収益の過半を占め、Fにおいて製造された製品の販売による収益を上回っており、また、Bの所有する固定資産の総額のうち、約86パーセントをD工場に設置されている機械設備が占めていることが認められ、Bの「主たる事業」はD工場で製造された製品を販売する事業であると認めることができ、これを覆すに足りる証拠はない。

(3)ア そうすると、Bの「主たる事業」であるD工場に供給した原材料に基づいて製造された製品を販売する事業が、上記の「製造業」であるか「卸売業」であるかによって、タックスヘイブン対策税制の適用除外要件のうち、措置法66条の6第3項2号に定める上記「所在地国等基準」が適用されるのか同条項1号に定める上記「非関連者基準」が適用されるのかが決まることになる。

イ そもそも事業をどのように分類して具体的にその該当性を判断するかについては、法令には定義規定等が存在していなところ、措置法通達66の6-17は、そのような事業の分類判断について、「原則として日本標準産業分類（総務省）の分類を基準として判定する」と定めている。そして、この日本標準産業分類（乙11）は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類するものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として昭和24年10月に設定され、その後、産業構造の変化等に応じて繰り返し改訂がされ、一般の社会通念を反映したものであるとして我が国において広く用いられているものであるから、措置法通達が定めているとおりこれを1つの基準として措置法66条の6第3項の「主たる事業」を判断することは、十分に客観的合理性があり、課税の公平の見地からも相当であるというべきである。

この日本標準産業分類は、「製造業」とは、新製品の製造加工を行い、かつ、新製品を主として卸売するものとされているのに対し、「卸売業」には、自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売する製造問屋も含まれるとされており、そうすると、同じく他者に供給した原材料により製造された製品を販売する事業であっても、その製造行為を自ら経営主体として行っている場合には「製造業」であり、他者に製造行為をさせ自ら経営主体として製造行為を行っていない場合には、製造問屋であって「卸売業」であると解すべきである

ウ そして、製造行為とは、原材料等に機械や労働力を用いて加工を加えて製品を生産する行為であるところ、それを自ら経営主体として行うためには、そもそもどのような内容の製品をどのようなコストでどのくらいの量生産するのか、そのために必要な機械や労働力をどのように調達するのか、そして、安定した事業経営を行うために必要な財務管理、商品の品質管理、生産管理さらには人事・労務管理をどのように行うのかなどについて、計画的かつ継続的に判断し、それを遂行することが必要であると解される。

エ そこで、以下、このような見地から、Bの「主たる事業」とされる、D工場に供給した原材料に基づいて製造された製品を販売する事業が、Bが自ら経営主体として行っているものといえるか否かについて検討する。



(4)ア まず、D工場における製造行為について、総合的な見地から事業計画を立てていたのは誰かについて見るに、証拠（乙38、39）によれば、原告の取締役かつ、Bの業務執行者である「総経理」を担当していた乙は、D工場の製造行為について毎年事業報告書を作成し、その中で、D工場の事業状況の報告として、各期の売上金額及び経常利益の額等を集計し、それを踏まえて、D工場で、どのようなプレス金型設備や印刷設備等の機械設備を導入するか、どのような精密部品の加工技術を確立し、管理部門の人員削減や材料の在庫削減を行いコストダウンを図るか、不良品を出さないようにするためにどのような人材を確保し、組織を設置すべきか、どのようにして顧客の要求を的確に把握して顧客満足度の高い製品を製造するか等の細部にわたる事業活動の実施計画や合理化計画などを策定し、原告に対して報告していることが認められ、他にこのような総合的な見地から事業計画を立てていた主体は見出し難い。

イ 次にD工場における製造行為に関する財務管理についてみるに、証拠（乙5、21の1及び2、22、23、24の1及び2、25、26、31ないし34、43ないし45、48）によれば、Bは、D工場において製造する製品に係る原材料、労務費、D工場の賃借料、設備機械の減価償却費、電気及び水道料、輸送費等の経費をB自らの経費として計上した上で、D工場で製造された製品をBが他に販売することによって得られた売上高から上記経費を控除してBの売上総利益（粗利益）を算出しており、D工場における製造原価を自社の損益計算に反映させていることが認められ、他に、D工場における製造行為に関する上記のような諸経費や収益等について財務管理を行っていることをうかがわせる主体は見出し難い。

ウ また、D工場における製造行為の生産管理についてみるに、証拠（乙8、30、37、49ないし51、57、61）によれば、Bは、総経理（業務執行者）である上記乙をD工場における生産管理や技術指導を行う最高責任者としていたが、乙は、製品の納入先が不良品ゼロを目標としていることなどから、厳しい条件とは思いつつ、クリーンルームの中で加工作業を行うと共に、総員の半数くらいの人員を割いて、クリーンルームの中で製品の全件検査を実施し、また、製造速度を上げつつ生産切れを起こさないように、いかなる材料についてどの程度の在庫を持つか、突然の生産打ち切りによる在庫材料の使い残しにどう対処するかなどの判断を行うなど、経営戦略全体を見据えて生産管理の基本方針を検討していること、また、Bは、Bの丙購買課長及び丁営業課長をD工場に常駐させ、製造の技術的な問題に適切に対応すると共にクレーム対応などを迅速に行えるようにしていること、Bは、D工場の品質管理体系についてI●●●●●の認証を受け、D工場で生産された製品の品質保証の責任や製造物責任を顧客に対し直接負っていることがそれぞれ認められる。

エ さらに、D工場における人事、労務管理についてみるに、確かに証拠（甲9の1ないし10、21ないし23、37、46、61）によれば、D工場の労働者の募集や雇用契約の締結、労働者への賃金の支払いはDが行っており、DがD工場の工場規則を制定していることが認められる。

しかしながら、証拠（甲9の1、乙21の1及び2、22、23、24の1及び2、25、26、29、30、43、54、57、58、59の2、61ないし64）によれば、BとCの契約においては、Bが、D工場の従業員を雇用し、その勤務日数に応じてCに従業員の人件費に相当する金銭を支払うことが定められており、D工場で稼働する労働者との雇用契約書には、勤務場所が「Bの工場」であると記載されBの社印が押され、CからBに対する

請求書にもD工場の従業員に係る費用が記載されていること、D工場における争議行為による損害や従業員の管理の責任はBが全面的に負う旨定められており、原告に対する税務調査の際に提出された税理士法人Gが作成した報告書には、D工場の作業指示、人事採用管理はすべてBにより行われている旨の記載があること、原告代表者は、税務調査の際に、D工場における従業員の管理（採用・賞罰・解雇）を行う際の責任者は、Bの乙であることや、Bが人員の管理を行っている旨の認識を述べていること、Bは、D工場の現在の人員数や月ごとの新入社員数、離職社員数をまとめた「人員流動統計表」を作成して現地従業員の定員管理を行うとともに、同工場の労働者の退職手当金を積み立た上で、中国国内の従業員年金に加入し、さらに長期勤続者表彰制度を設け、種々の福利厚生行事やQCサークル発表会などを実施していることが認められ、これらの事実によれば、工場の所在する中国において現実に労働者の募集や雇用契約を締結する行為自体はCを通じてDに委ねていたものの、いかなる人材をどのくらいの人数調達しどのような仕事をしてもらうか、そして労働者たちに、どうやって不満を持たずにモチベーションを維持して良い商品を作ってもらおうかという経営主体にとって重要な人事、労務管理の基本的な事項はBの指示によって行われていると認められる。

オ また、D工場の生産設備の確保や原材料の調達がどのように行われていたかについてみるに、証拠（乙5、23、29ないし31、38ないし40、41の1及び2、44、54）によれば、Bは、製品を製造するのに必要な自己所有のプレス機等の機械設備や、日本の企業からリース契約により調達した機械設備をD工場に搬入し、「B（中国）工場機械設備統計表」と題する詳細な表を作成してその作業状態等について管理し、これらの機械設備の減価償却費は、Bの貸借対照表の固定資産の額に反映されて計上されていること、Bは、Cとの契約により、D工場における製造行為に必要な原材料を無償で供給し、D工場において製造された製品を無償で全量引き取っていることが認められる。

カ そして、BとC、D又はD工場との間の契約関係についてみるに、確かに原告が指摘するように、Bは、D又はD工場との間で直接の契約書等を交わした事実は認められない。

しかしながら、証拠（乙21の1及び2、22、23、24の1及び2、25、26、29、51）によれば、Cは、日本の中小企業が設立した香港法人が中国に進出するのをサポートすることを目的とする企業であり、Cは、そのような香港法人に対し、Cのグループ企業であるDが所有する工場を提供すると共に、同工場を利用するにあたり必要となる各種サービスを行い、また、中国と香港との間の原材料や製品の輸出入の取扱い等の代行を行っていたこと、Bは、Cとの間で、Dの所有するD工場を賃借することなどを内容とする「テナント契約」を継続的に締結し、同契約において、CはBに対し、工場を賃借するのに併せて当該工場を利用するに当たって必要となる水道・ガスなどの公共サービス、現地従業員の労働者派遣サービスのほか、中国と香港との間における物流や通関サービス等の支援業務を提供する一方、その対価として、BがCに工場スペースの賃借料及びD工場の人件費等を支払うことが定められていることがそれぞれ認められ、そうすると、Bは、Cとの契約において、そのグループ企業であるDが所有するD工場を借り受け、そこにおいてCの各種サポートを受けながらBの事業を行っているとして認められるのであって、BがD又はD工場と直接に契約書等を交わしていないからといって、BがD工場において自らの事業を行うことは特に不自然なことではない。

キ 以上によれば、Bは、Cとの契約において、Dの一部門であるD工場を借り受けて事業を行い、そこで行う製造行為の実施計画や合理化計画など総合的な見地から事業計画を策定し、原材料や機械設備などをBが調達し、それらの調達費用、同工場で働く労働者の賃金、工場の賃借料、工場で用いる電気や水道の料金をBが負担してそれらの財務管理を行い、技術指導やクレーム対応を含めた生産管理や同工場で働く労働者の定員管理や人事・労務管理を行っていることが認められるのであって、Bは、自らが経営主体としてD工場において製品の製造行為を行っていたと認めることができる。

そうすると、Bの「主たる事業」であるD工場で製造された製品の販売事業は、製造問屋として「卸売業」に該当するものではなく、「製造業」に該当すると認められる。

- (5) この点につき、原告は、D工場で行っている製造行為は、DがCからの委託を受けてDの業務として行っているものであり、Dは、D工場で稼働する労働者の募集や雇用を行い、戊工場長を頂点とした組織を形成して人事、労務管理を行い、自らI認証を受けて品質管理を行うなどして、主体的かつ組織的にD工場における製造を行っているものであって、そもそも中国政府に認可された集体企業であるDの一部門であるD工場について、その経営主体がDではなくBであると解することは不合理であると主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、Dは、日本企業が設立した香港法人が中国に進出して工場運営等を行う場合に必要なサービスを提供することを目的とするCのグループ企業であり、Cは、そのような香港法人と契約を締結して、Cのグループ企業であるDが所有する工場を利用させると共に、同工場を利用するに当たって必要となる各種サービスを提供し、香港法人からそれらの対価を得ているのであり、確かにDは、自ら労働者の募集や雇用をしたり、一定の労務管理等を行ったり、自らI認証を受けて品質管理を行ったりしていることが認められるが、それはCとの契約によってそれらの工場を利用する香港法人の便宜のためにいわば一種のインフラとして整備しているものであり、各香港法人が利用することとされたそれぞれの工場内においては、各香港法人が、それぞれの事業に必要な様々な製品を、その事業計画や収支計算の下で独自に製造しているものであって、Dの所有する工場内で行われている製造行為の主体が、Cと契約を締結した香港法人であると解することは何ら不合理ではない。

- (6) 以上によれば、Bの「主たる事業」は「製造業」であり、Bは、本店の所在する香港ではなく、D工場の存在する中国で行っていると認められる。

なお、措置法66条の6第3項2号は、本店の所在する「国又は地域」において行っているか否かにより、タックスヘイブン対策税制の適用除外要件である「所在地国等基準」を充たすか否かが定まるとしているが、タックスヘイブン対策税制について定める措置法66条の6第1項が「国又は地域」と定めているのは、英国の一地域であるバミューダ諸島やケイマン諸島などのように、国の一部地域について税率が著しく低く設定されている場合にもタックスヘイブン対策税制の適用があることを示すものであるから、中国とは異なる独自の課税システムにより租税負担が著しく低く定められている香港は、措置法66条の6第3項2号にいう「地域」に該当するというべきである。

そうすると、本件では、Bは、その「主たる事業」である「製造業」を主として香港以外の国又は地域である中国で行っていることにより、タックスヘイブン対策税制の適用除外要件として措置法66条の6第3項が定める「所在地国等基準」を充たさないということになる。

## 2 本件各更正処分等の適法性

- (1) 以上によれば、本件事案には、措置法66条の6第1項が適用されることとなり、原告に係る特定外国子会社等であるBの平成16年3月期、平成17年3月期、平成19年3月期及び平成20年3月期における各課税対象留保金額については、原告の上記各期の所得計算上、各益金の額に算入すべきこととなり、これにより算出した原告の各所得金額及び各納付すべき税額は、別紙1「本件各更正処分の根拠」記載のとおりであると認められ（なお、本件争点に関する部分を除き、計算の基礎となる金額及び計算方法については、当事者間に争いがない。）、これらの各金額及び各税額は本件各更正処分における原告の平成16年3月期、平成17年3月期、平成19年3月期及び平成20年3月期の各所得金額及び各納付すべき税額（別表1「本件各更正処分等の経緯」の区分「更正処分」の項目「所得金額」欄及び「納付すべき金額」欄記載の各金額）と同一であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。
- (2) また、上記のとおり本件各更正処分は適法であるところ、本件各賦課決定処分において過少申告加算税の対象とした各税額の計算の基礎となった各事実が本件各更正処分前における各税額の計算の基礎とされなかったことについて国税通則法65条4項に規定する正当な理由があるとは認められないから、原告の平成16年3月期、平成17年3月期、平成19年3月期及び平成20年3月期の法人税に係る各過少申告加算税の額は、別紙2「本件各賦課決定処分の根拠」記載のとおりであると認められ、いずれも本件各賦課決定における各過少申告加算税の額（別表1「本件各更正処分等の経緯」の区分「更正処分」の項目「過少申告加算税」欄の金額）と同一であるから、本件各賦課決定処分もいずれも適法である。

### 3 結論

よって、原告の請求にはいずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 中辻 雄一郎

裁判官 渡邊 哲

本件各更正処分等の経緯

平成16年3月期

別表1-1

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	翌期へ繰り越す 欠損金	納付すべき税額	過少申告加算税
確定申告	平成16年6月30日	86,897,644	0	25,407,500	—
更正処分	平成21年6月29日	330,337,794	0	98,439,500	9,187,000
異議申立て					
異議決定					
審査請求	平成21年8月26日	86,897,644	0	25,407,500	0
審査裁決	平成22年8月2日	棄却			

平成17年3月期

別表1-2

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	翌期へ繰り越す 欠損金	納付すべき税額	過少申告加算税
確定申告	平成17年6月30日	△47,707,538	47,707,538	△49,906	—
更正処分	平成21年6月29日	417,228,475	0	123,797,200	18,551,000
異議申立て					
異議決定					
審査請求	平成21年8月26日	△47,707,538	47,707,538	△49,906	0
審査裁決	平成22年8月2日	棄却			

(注) 「所得金額」の△印は欠損金額を、「納付すべき税額」欄の△印は所得税額等の還付金額をそれぞれ表す。

平成19年3月期

別表1-3

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	翌期へ繰り越す 欠損金	納付すべき税額	過少申告加算税
確定申告	平成19年6月29日	175,694,478	0	54,081,600	—
当初更正処分及び 本件第1次賦課決定処分	平成21年6月29日	234,795,846	0	69,630,500	1,554,000
異議申立て					
異議決定					
審査請求	平成21年8月26日	175,694,478	0	54,081,600	0
審査裁決	平成22年8月2日	棄却			
本件更正処分及び 本件第2次賦課決定処分	平成23年4月27日	339,023,545	0	100,764,300	3,113,000

平成20年3月期

別表1-4

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	翌期へ繰り越す 欠損金	納付すべき税額	過少申告加算税
確定申告	平成20年6月30日	25,801,285	0	2,755,500	—
本件更正処分	平成21年6月29日	238,335,238	0	66,515,700	8,853,500
異議申立て					
異議決定					
審査請求	平成21年8月26日	25,801,285	0	2,755,500	0
審査裁決	平成22年8月2日	棄却			
本件賦課決定処分	平成23年4月27日	238,335,238	0	66,515,700	※9,241,000
更正の請求	平成23年6月21日	228,329,438	0	63,513,900	—
減額更正処分及び 減額賦課決定処分	平成23年8月30日	228,329,338	0	63,513,900	※8,790,000

※「過少申告加算税」欄の「※」印を付した金額は、各再賦課決定による変更後の過少申告加算税の総額である。

別表 2～5 省略

(別紙1)

本件各更正処分の根拠

1 平成16年3月期

(1) 課税所得金額 (別表2③欄)

3億3033万7794円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 確定申告における所得金額 (別表2①欄)

8689万7644円

上記金額は、原告の平成16年3月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

イ 特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の益金算入額 (別表2②欄)

2億4344万0150円

上記金額は、Bが特定外国子会社等に該当するため、原告の収益の額とみなして平成16年3月期の益金の額に算入すべき、課税対象留保金額に相当する金額である。

(2) 課税所得金額に対する法人税額 (別表2④欄)

9846万1100円

上記金額は、上記(1)の所得金額3億3033万7000円(ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの)に、法人税法66条1項及び2項(ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項による置き換え後のもの。)に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(3) 所得税額の控除額 (別表2⑤欄)

2万1535円

上記金額は、法人税法68条の規定に基づき、上記(2)の法人税額から控除する所得税の額であり、原告の平成16年3月期の法人税の確定申告書に記載された金額と同額である。

(4) 納付すべき法人税額 (別表2⑥欄)

9843万9500円

上記金額は、上記(2)の法人税額9846万1100円から、上記(3)の所得税額の控除額2万1535円を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(5) 既に納付の確定した法人税額 (別表2⑦欄)

2540万7500円

上記金額は、原告の平成16年3月期の法人税の確定申告書に記載された差引所得に対する法人税額と同額である。

(6) 差引納付すべき法人税額 (別表2⑧欄)

7303万2000円

上記金額は、上記(4)の金額から上記(5)の金額を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)であり、平成16年3月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額である。

2 平成17年3月期

(1) 課税所得金額 (別表3④欄)



4億1722万8475円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を控除した金額である。

ア 確定申告における所得金額（別表3①欄）

△4770万7538円

上記金額は、原告の平成17年3月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

イ 特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の益金算入額（別表3②欄）

4億8830万6213円

上記金額は、Bが特定外国子会社等に該当するため、原告の収益の額とみなして平成17年3月期の益金の額に算入すべき、課税対象留保金額に相当する金額である。

ウ 事業税の損金算入額（別表3③欄）

2337万0200円

上記金額は、平成16年3月期に対する平成21年6月29日付け更正処分に伴い納付することとなる事業税の金額である。

(2) 課税所得金額に対する法人税額（別表3⑤欄）

1億2452万8400円

上記金額は、上記(1)の所得金額4億1722万8000円（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの）に、法人税法66条1項及び2項（ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項による置き換え後のもの）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(3) 所得税額の控除額（別表3⑥欄）

4万9906円

上記金額は、法人税法68条の規定に基づき、上記(2)の法人税額から控除される所得税の額であり、原告の平成17年3月期の法人税の確定申告書に記載された法人税から控除される所得税等の金額と同額である。

(4) 外国税額の控除額（別表3⑦欄）

68万1232円

上記金額は、法人税法69条の規定に基づき、上記(2)の法人税額から控除される外国税額の金額であり、原告の平成17年3月期の法人税の確定申告書に記載された税額控除の対象となる外国法人税額の金額と同額である。

(5) 納付すべき法人税額（別表3⑧欄）

1億2379万7200円

上記金額は、上記(2)の法人税額1億2452万8400円から、上記(3)の所得税額の控除額4万9906円及び上記(4)の外国税額の控除額68万1232円を差し引いた金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(6) 既に納付の確定した法人税額（別表3⑨欄）

△4万9906円

上記金額は、原告の平成17年3月期の法人税の確定申告書に記載された還付所得税額等と同額である。

(7) 差引納付すべき法人税額（別表3⑩欄）

1億2384万7100円

上記金額は、上記(5)の金額から上記(6)の金額を差し引いた金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）であり、平成17年3月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額である。

### 3 平成19年3月期

#### (1) 課税所得金額（別表4④欄）

3億3902万3545円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を控除した金額である。

#### ア 確定申告における所得金額（別表4①欄）

1億7569万4478円

上記金額は、原告の平成19年3月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

#### イ 特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の益金算入額（別表4②欄）

1億6415万5667円

上記金額は、Bが特定外国子会社等に該当するため、原告の収益の額とみなして平成19年3月期の益金の額に算入すべき、課税対象留保金額に相当する金額である。なお、平成19年3月期当初更正処分においては、当該金額として益金の額に算入すべき金額は、5992万7968円として所得の金額に加算していたものであり、1億0422万7699円の加算漏れが判明したため、平成19年3月期本件更正処分に至った。

#### ウ 事業税の損金算入額（別表4③欄）

82万6600円

上記金額は、平成17年4月1日から同18年3月31日までの事業年度に対する平成21年6月29日付け更正処分に伴い納付することとなる事業税の金額である。

#### (2) 課税所得金額に対する法人税額（別表4⑤欄）

1億0106万6900円

上記金額は、上記(1)の所得金額3億3902万3000円（ただし、国税通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てたもの）に、法人税法66条1項及び2項（ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項による置き換え後のもの）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

#### (3) 同族会社の課税留保金額に対する税額（別表4⑥欄）

0円

上記金額は、上記(1)の課税所得金額及び上記(2)の法人税額を基礎として課税留保金額を再計算し、これに基づいて同族会社の課税留保金額に対する税額を再計算した後の金額である。

#### (4) 所得税額の控除額（別表4⑦欄）

30万2528円

上記金額は、法人税法68条の規定に基づき、上記(2)の法人税額から控除される所得税の額であり、原告の平成19年3月期の法人税の確定申告書に記載された金額と同額である。

#### (5) 納付すべき法人税額（別表4⑧欄）

1億0076万4300円

上記金額は、上記(2)の法人税額1億0106万6900円から、上記(4)の所得税額の控除額30万2528円を差し引いた金額（ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

(6) 既に納付の確定した法人税額 (別表 4 ⑨欄)

5 4 0 8 万 1 6 0 0 円

上記金額は、原告の平成 1 9 年 3 月期の法人税の確定申告書に記載された差引所得に対する法人税額と同額である。

(7) 差引納付すべき法人税額 (別表 4 ⑩欄)

4 6 6 8 万 2 7 0 0 円

上記金額は、上記(5)の金額から上記(6)の金額を差し引いた金額(ただし、国税通則法 1 1 9 条 1 項の規定により 1 0 0 円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

4 平成 2 0 年 3 月期

(1) 課税所得金額 (別表 5 ④欄)

2 億 2 8 3 2 万 9 3 3 8 円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を控除した金額である。

ア 確定申告における所得金額 (別表 5 ①欄)

2 5 8 0 万 1 2 8 5 円

上記金額は、原告の平成 2 0 年 3 月期の法人税の確定申告書に記載された所得金額である。

イ 特定外国子会社等に係る課税対象留保金額の益金算入額 (別表 5 ②欄)

2 億 1 8 2 0 万 7 6 5 3 円

上記金額は、B が特定外国子会社等に該当するため、原告の収益の額とみなして平成 2 0 年 3 月期の益金の額に算入すべき、課税対象留保金額に相当する金額である。

ウ 事業税の損金算入額 (別表 5 ③欄)

1 5 6 7 万 9 6 0 0 円

上記金額は、平成 1 9 年 3 月期に対する平成 2 1 年 6 月 2 9 日付け更正処分に伴い納付することとなる事業税の金額である。なお、当該金額の増加により、平成 2 0 年 3 月期減額更正処分が行われた。

(2) 課税所得金額に対する法人税額 (別表 5 ⑤欄)

6 7 8 5 万 8 7 0 0 円

上記金額は、上記(1)の所得金額 2 億 3 8 3 2 万 9 3 3 8 円(ただし、国税通則法 1 1 8 条 1 項の規定により 1 0 0 0 円未満の端数を切り捨てたもの)に、法人税法 6 6 条 1 項及び 2 項に規定する税率を乗じて計算した金額である。

(3) 法人税額の特別控除額 (別表 5 ⑥欄)

6 4 万 7 4 2 3 円

上記金額は、措置法 4 2 条の 6 の規定により控除する中小企業者等が機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額であり、原告の平成 2 0 年 3 月期の法人税の確定申告書に記載された金額と同額である。

(4) 所得税額の控除額 (別表 5 ⑦欄)

3 6 9 万 7 3 2 0 円

上記金額は、法人税法 6 8 条の規定に基づき、上記(2)の法人税額から控除される所得税の額であり、原告の平成 2 0 年 3 月期の法人税の確定申告書に記載された金額と同額である。

(5) 納付すべき法人税額 (別表 5 ⑧欄)

6 3 5 1 万 3 9 0 0 円

上記金額は、上記(2)の法人税額6785万8700円から、上記(3)の法人税額の特別控除額64万7423円及び上記(4)の所得税額の控除額369万7320円を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(6) 既に納付の確定した法人税額(別表5⑨欄)

275万5500円

上記金額は、原告の平成20年3月期の法人税の確定申告書に記載された差引所得に対する法人税額と同額である。

(7) 差引納付すべき法人税額(別表5⑩欄)

6075万8400円

上記金額は、上記(5)の金額から上記(6)の金額を差し引いた金額(ただし、国税通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)であり、平成20年3月期法人税更正処分により原告が新たに納付すべき法人税額である。

(別紙2)

本件各賦課決定処分の根拠

(1) 平成16年3月期

968万3000円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 国税通則法65条1項の規定に基づく金額

730万3000円

上記金額は、平成16年3月期の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額7303万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

イ 国税通則法65条2項の規定に基づく金額

238万0000円

上記金額は、平成16年3月期の更正処分により新たに納付すべきこととなった税額7303万2000円から、期限内申告税額2542万9035円(確定申告における納付すべき税額1551万2500円に中間納付額989万5000円及び同申告に係る所得税額の控除額2万1535円を加算したもの)を控除した金額である4760万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの)に100分の5の割合を乗じて計算した金額である。

(2) 平成17年3月期

1855万1000円

上記金額は、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 国税通則法65条1項の規定に基づく金額

1238万4000円

上記金額は、平成17年3月期の更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1億2384万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

イ 国税通則法65条2項の規定に基づく金額

616万7000円

上記金額は、平成17年3月期の更正処分により新たに納付すべきこととなった税額1億2384万7100円から、定額基準額50万円を控除した金額である1億2334万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの)に100分の5の割合を乗じて計算した金額である。

(3) 平成19年3月期

ア 平成19年3月期当初更正処分による過少申告加算税額

155万4000円

上記金額は、平成19年3月期当初更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額1554万円(ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの)に国税通則法65条1項に規定する100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

イ 平成19年3月期本件更正処分による過少申告加算税額

311万3000円

上記金額は、平成19年3月期本件更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額3113万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に国税通則法65条1項に規定する100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

(4) 平成20年3月期

879万0000円

上記金額は、平成20年3月期本件更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額6075万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）について、国税通則法65条に規定する割合を乗じて計算した金額であり、具体的には、次のアの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 国税通則法65条1項の規定に基づく金額

607万5000円

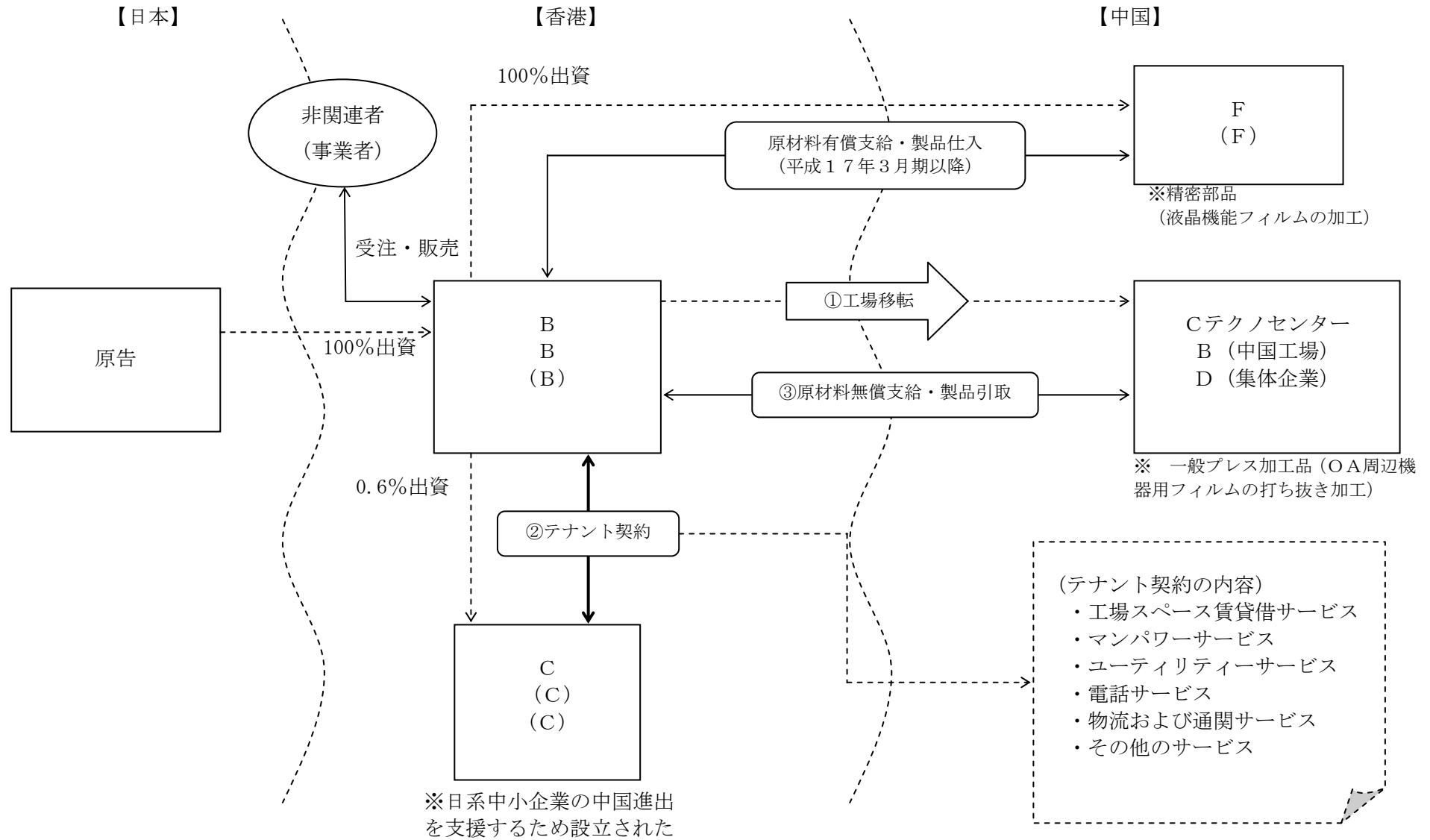
上記金額は、原告に対する平成20年3月期本件更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額6075万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に国税通則法65条1項に規定する100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

イ 国税通則法65条2項の規定に基づく金額

271万5000円

上記金額は、平成20年3月期本件更正処分により新たに納付すべきこととなった税額6075万8400円から、期限内申告税額645万2820円（確定申告における納付すべき税額0円に中間納付額2704万0800円及び同申告に係る所得税額の控除額369万7320円を加算し、還付金額2428万5300円を減算したもの）を控除した金額である5430万円（ただし、国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てたもの）に国税通則法65条2項に規定する100分の5の割合を乗じて計算した金額である。

【別紙3】Bの取引図



【別紙4】

〈本件全体関係図〉

